

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

アベノミクスによる「異次元の金融緩和」によって、大企業の内部留保は増えたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けている。「雇用の流動化」が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキングプアに陥っている。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、2015年の婚姻率は0.5%、出生率も1.45に落ち込み、少子高齢化がますます進行し、さらに親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害しているという「貧困の連鎖」も大きな社会問題となっている。

2017年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給958円、最も低い地方は737円である。秋田県は738円である。この金額では、毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、憲法が保障する「健康で文化的な最低限の生活」はできない。しかも、時間額で221円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっている。地域経済を再生させる上で、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

安倍首相は「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1000円をめざす」「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現行の最低賃金の低さを認めた。しかし、年3%の引上げでは「出来る限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円を目指す」とした「雇用戦略対話」での政労使三者合意の実現を先延ばしするだけである。今すぐ、政治的決断で「合意」が実現できるような引き上げを行うべきである。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効である。さらに、公正取引の確立の点から見ても、最低賃金を生活保護水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切である。

最低賃金法第9条には「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に加えて、先進国では例のない「支払能力」が併記されている。大企業の経済活動に大きく左右される指数が地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金で比較している。そうした「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえる動きによって、地域間の賃金格差が固定・拡大され、地域経済の疲弊の進行させているのである。

現行憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしている。最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充が必要である。

以上を踏まえ、下記事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を引き上げること。
2. 政府は、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、法整備を含む、具体的な対策を講じること。

平成30年3月16日

秋田県大仙市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 加藤勝信様